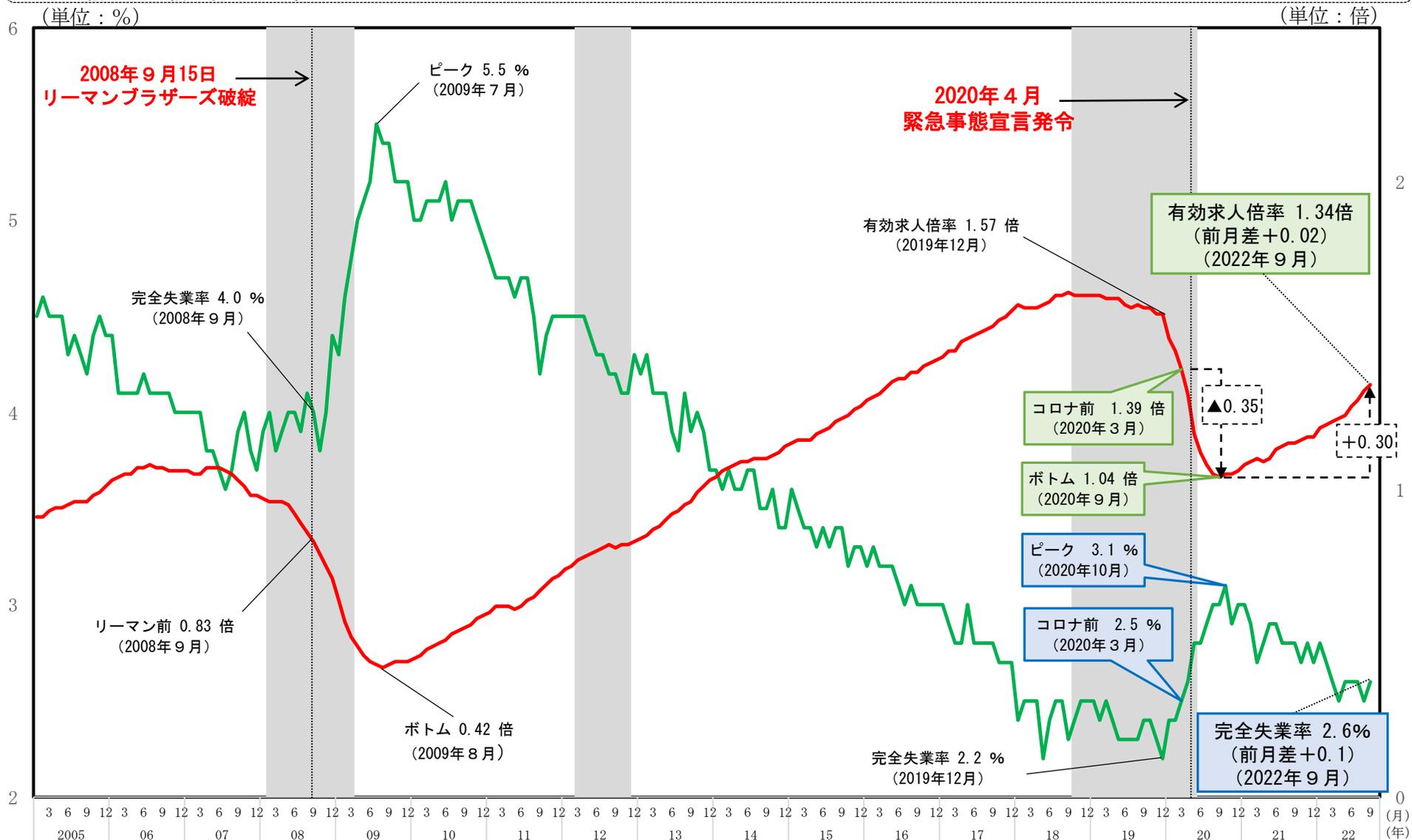


## 現下の雇用情勢と人手不足感等について

# 現在の雇用情勢について

- 現在の雇用情勢は、求職者が引き続き高水準にあるなど、一部に厳しさがみられるものの、緩やかに持ち直している。  
新型コロナウイルス感染症や物価上昇が雇用に与える影響に留意する必要がある。
- なお、リーマン・ブラザーズの経営破綻（2008年9月15日）後には、完全失業率は10か月で4.0%→5.5%にまで悪化し、有効求人倍率は11か月で0.83倍→0.42倍に低下した。

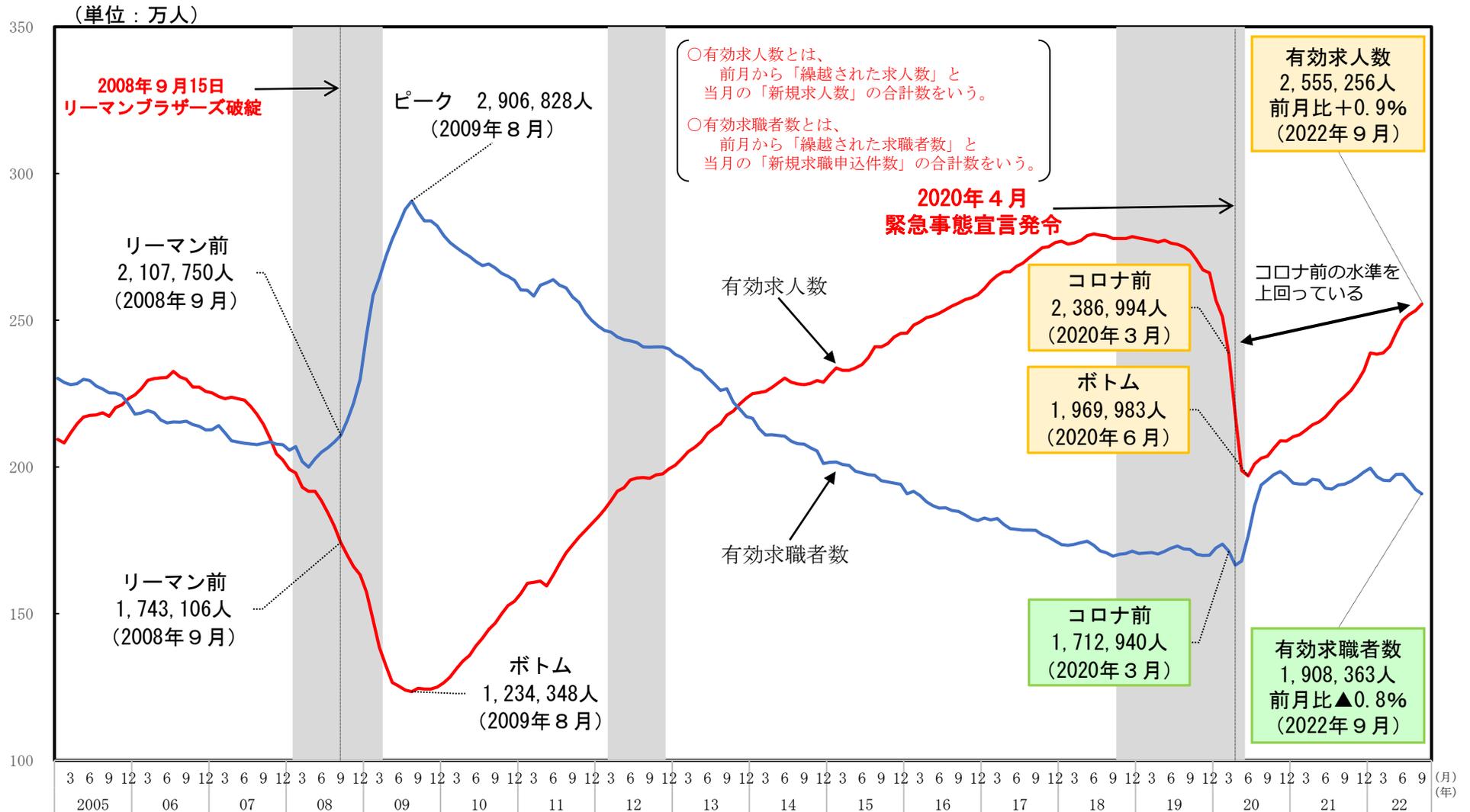


(資料出所) 総務省「労働力調査」、厚生労働省「職業安定業務統計」により作成

(注) 完全失業率及び有効求人倍率は季節調整値。シャドー部分は景気後退期。

# 有効求人人数や有効求職者数の動向について

- 2022年9月の有効求人人数（季調値）は、前月比0.9%増加と7か月連続の増加となった。水準としては、コロナ感染拡大直前（2020年3月）の水準を上回っており、持ち直しの動きが堅調である。
- 2022年9月の有効求職者数（季調値）は、前月比0.8%減少と3か月連続の減少となった。  
都道府県労働局等からは、感染者数の減少により求職活動を再開した者や、物価上昇による家計への影響で、新たに働きに出る者も見られたとの情報もある。

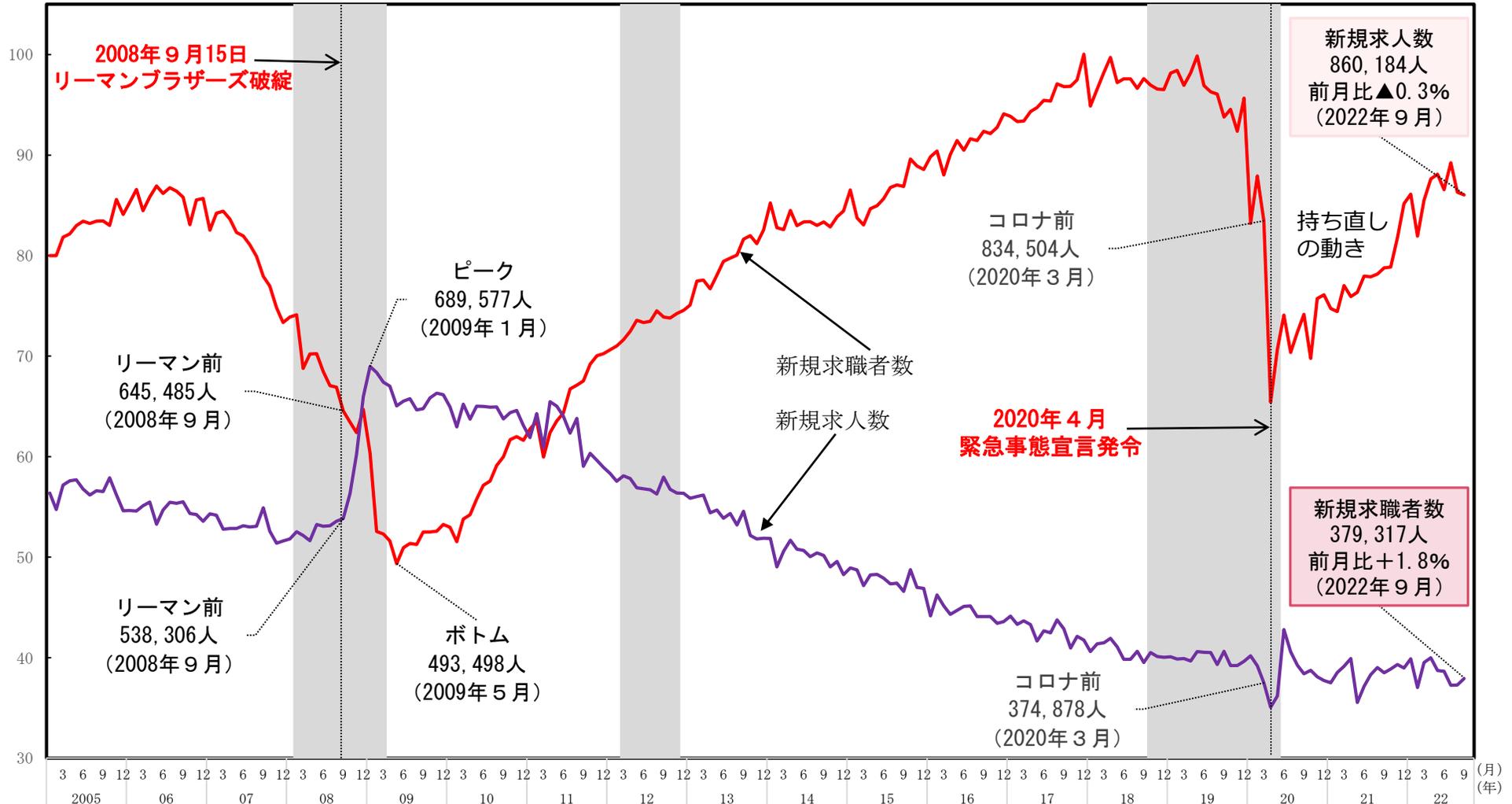


(資料出所) 厚生労働省「職業安定業務統計」により作成  
(注) 有効求人人数及び有効求職者数は季節調整値。シャドー部分は景気後退期。

# 新規求人数や新規求職者数の動向について

- 2022年9月の新規求人数（季調値）は、前月比で0.3%減少となり、2か月連続の減少となった。3か月移動平均で基調の動きをみると、9月は前月比▲0.2%（8月：▲0.7%、7月：+0.6%）となった。水準としては約86.0万人となり、コロナ感染拡大直前（2020年3月）の水準（約83.5万人）を上回っており、持ち直しの動きが堅調である。
- 2022年9月の新規求職者数（季調値）は、前月比で1.8%増加となり、2か月連続の増加となった。3か月移動平均で基調の動きをみると、9月は前月比▲0.6%（8月：▲1.3%、7月：▲2.3%）となった。

（単位：万人）



（資料出所）厚生労働省「職業安定業務統計」により作成  
 （注）新規求人数、新規求職者数は季節調整値。シャドー部分は景気後退期。

# 業況判断の動向について①（日銀短観9月調査）

○業種別に業況判断D.I.をみると、

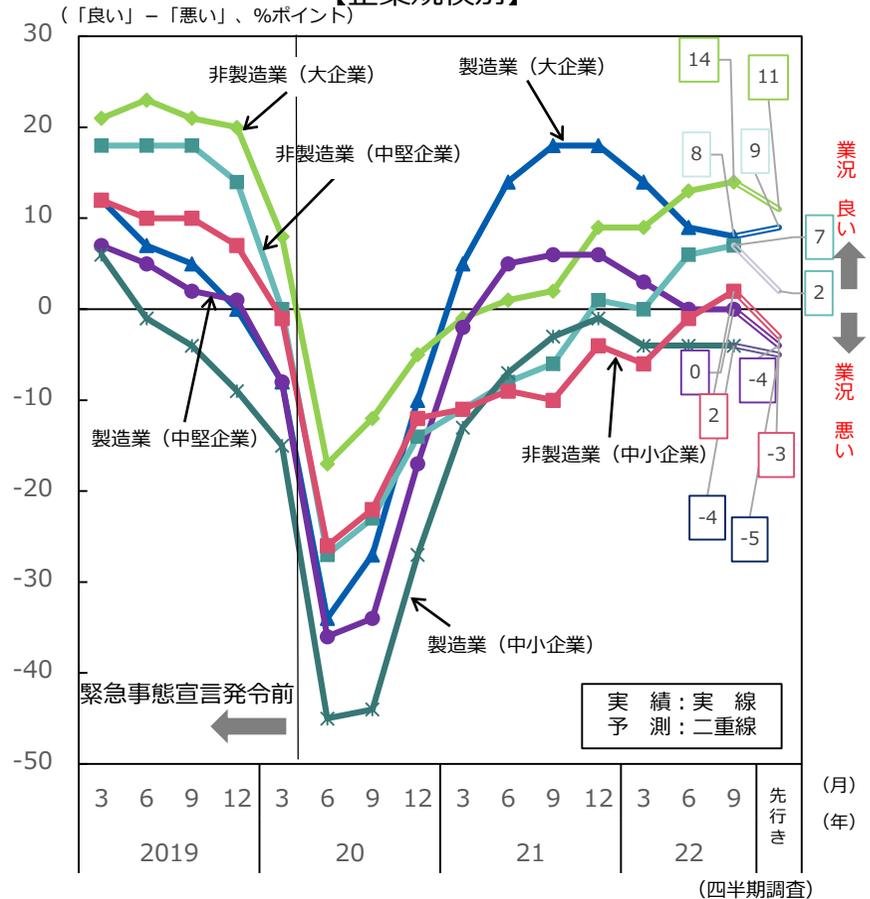
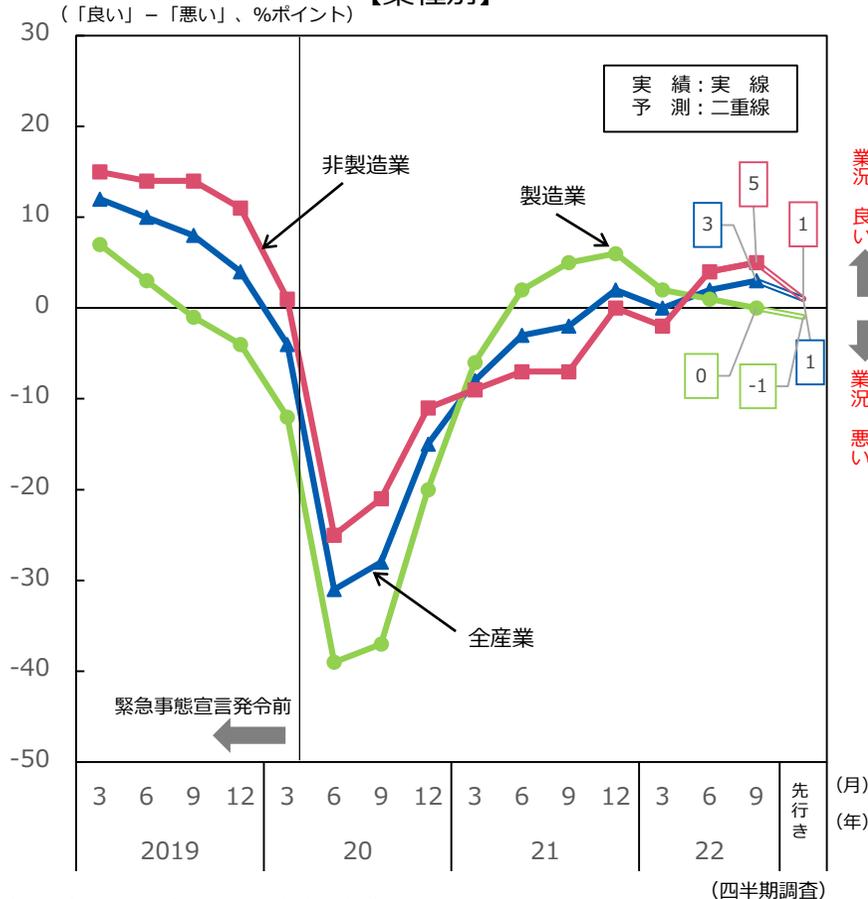
- ・ 製造業は、2022年9月調査で0%ポイントとなっている（先行きは業況判断D.I.の悪化が予測されている）。
- ・ 非製造業は、2022年9月調査で「良い」が「悪い」を上回っている（先行きは業況判断D.I.の悪化が予測されている）。

○企業規模別に業況判断D.I.をみると、

- ・ 製造業（大企業）、非製造業（大企業、中堅企業、中小企業）は、2022年9月調査で「良い」が「悪い」を上回っている。
- ・ 製造業（中堅企業）は、2022年9月調査で0%ポイントとなっており、製造業（中小企業）は、2022年9月調査で「悪い」が「良い」を上回っている。

【業種別】

【企業規模別】



資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。  
 ※企業規模の分類は、次の通り 大企業：10億円以上 中堅企業：1億円以上10億円未満 中小企業：2000万円以上1億円未満

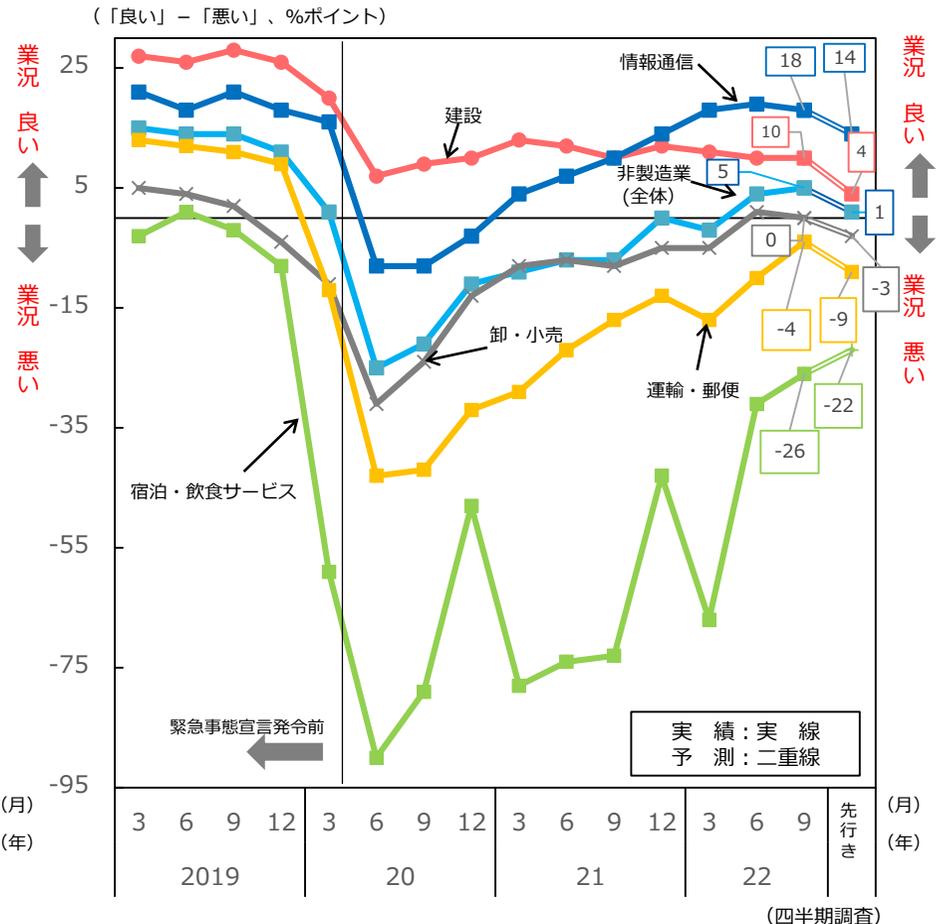
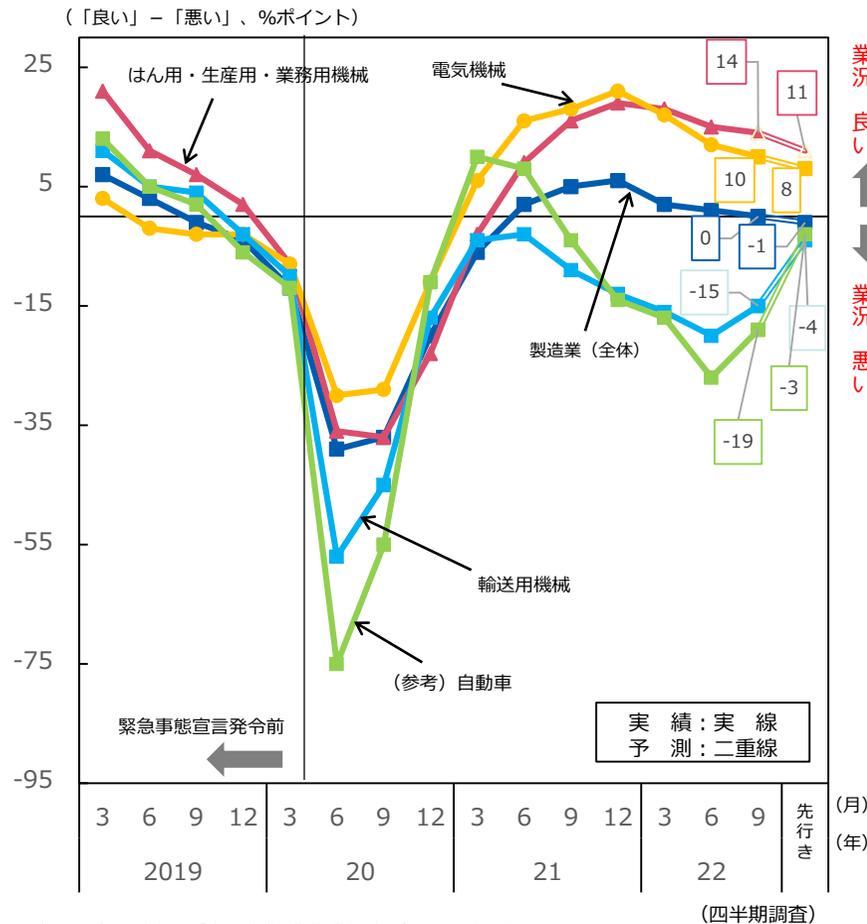
## 業況判断の動向について②（日銀短観9月調査）

○より詳細な業種別に業況判断D.I.をみると、

- ・製造業は、2022年9月調査において、「はん用・生産用・業務用機械」「電気機械」で「良い」が「悪い」を上回っている一方、「輸送用機械」「自動車」では「悪い」が「良い」を上回っている。
- ・非製造業は、2022年9月調査において、「情報通信」「建設」で「良い」が「悪い」を上回っている一方、「卸・小売」は0%ポイントとなっており、「宿泊・飲食サービス」「運輸・郵便」では「悪い」が「良い」を上回っている。

### 【製造業】

### 【非製造業】



資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。

# 雇用人員判断の動向について①（日銀短観9月調査）

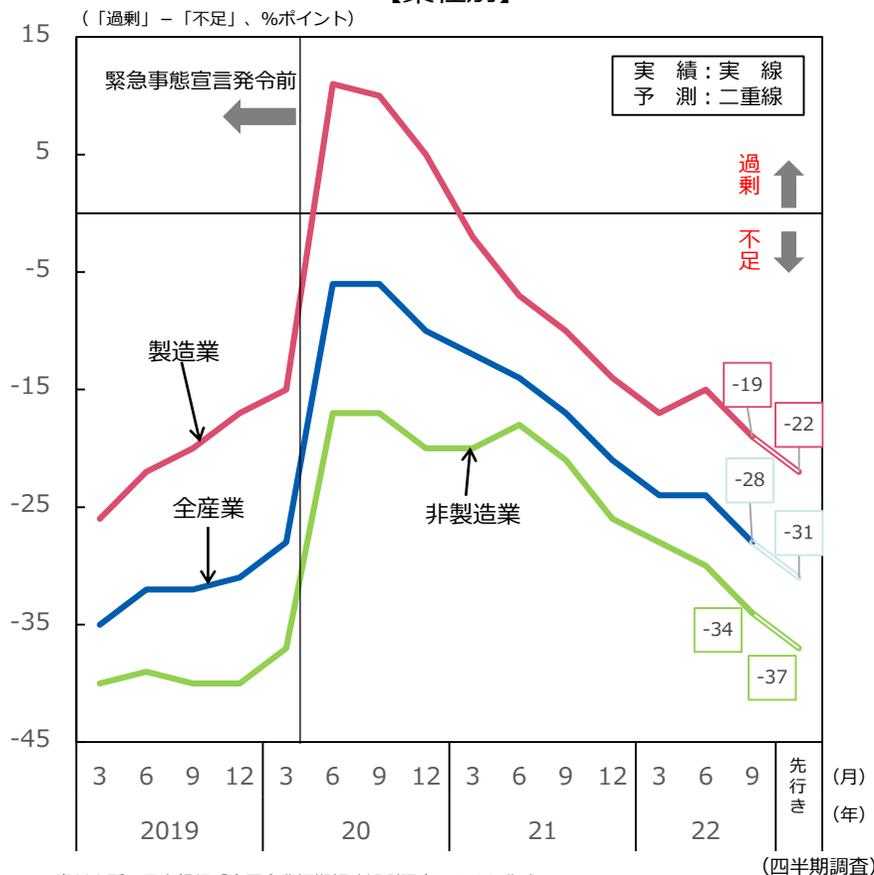
○業種別に雇用人員判断D.I.をみると、

- ・ 製造業は、2021年3月調査以降は「不足」が「過剰」を上回っている。
- ・ 非製造業は、製造業と比べて人手不足感が高くなっており、足下でも、更なる人手不足感の高まりが予測されている。

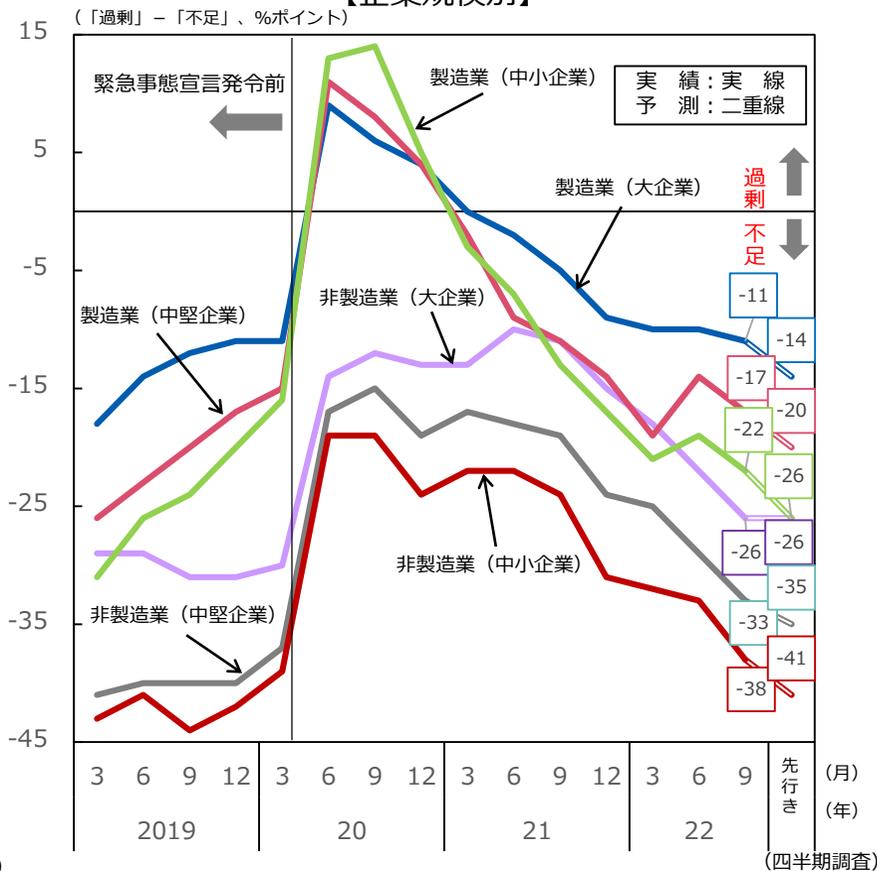
○企業規模別に雇用人員判断D.I.をみると、

- ・ 足下では、いずれの規模も、製造業・非製造業ともに「不足」が「過剰」を上回っており、その多くで、今後更なる人手不足感の高まりが予測されている。

### 【業種別】



### 【企業規模別】



資料出所 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」により作成。

※企業規模の分類は、次の通り 大企業：10億円以上 中堅企業：1億円以上10億円未満 中小企業：2000万円以上1億円未満

## 雇用人員判断の動向について②（日銀短観9月調査）

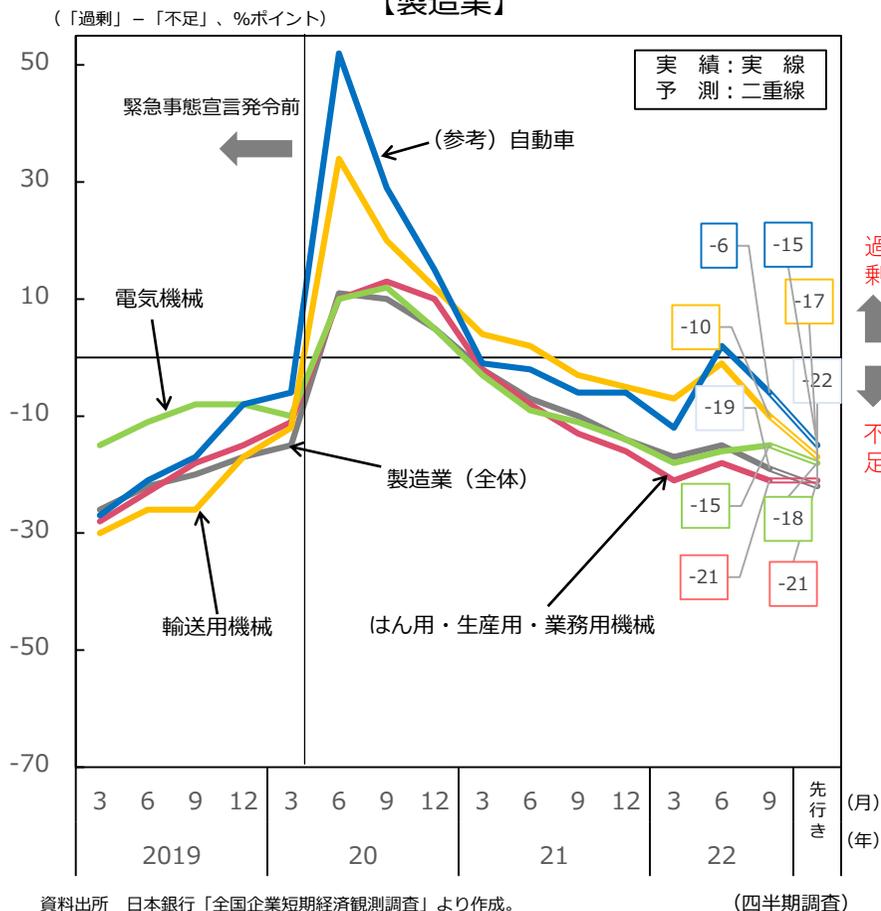
○製造業の雇用人員判断D.I.をみると、

- ・「輸送用機械」は、2020年6月調査で「過剰」が大きく上回ったものの、その後、過剰感が徐々に解消し、2021年9月調査以降は「不足」が「過剰」を上回り、足下では、更なる人手不足感の高まりが予測されている。

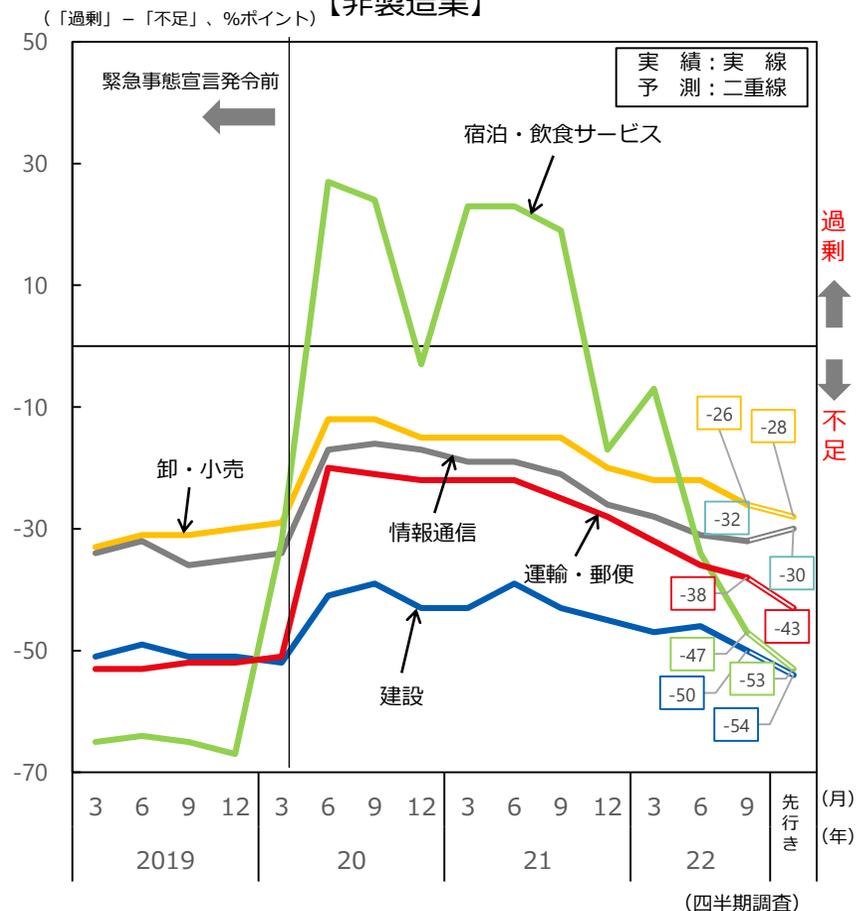
○非製造業の雇用人員判断D.I.をみると、

- ・「宿泊・飲食サービス」は、2021年12月調査以降は「不足」が「過剰」を上回り、足下では、更なる不足感の高まりが予測されている。

### 【製造業】



### 【非製造業】



12月以降通常制度とするとともに、業況が厳しい事業主については、一定の経過措置（支給要件の緩和、日額上限・助成率を通常制度よりも高率とする等）を設ける。

## 雇用調整助成金等

（括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合）（※1）

		令和4年 10～11月	令和4年12月～ 令和5年1月	令和5年 2～3月
中小企業	原則的な措置 （※2、5）	<u>4/5(9/10)</u> 8,355円	<u>2/3</u> 8,355円	
	地域特例(※3) 業況特例(※4)	<u>4/5(10/10)</u> 12,000円	-	
	特に業況が厳しい事業主(※6)(経過措置)	-	<u>2/3(9/10)</u> 9,000円	-
大企業	原則的な措置 （※2、5）	<u>2/3(3/4)</u> 8,355円	<u>1/2</u> 8,355円	
	地域特例(※3) 業況特例(※4)	<u>4/5(10/10)</u> 12,000円	-	
	特に業況が厳しい事業主(※6)(経過措置)	-	<u>1/2(2/3)</u> 9,000円	-

（※1）令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断。

（※2）生産指標が前年同期比（令和5年3月までは、令和元～4年までのいずれかの年の同期又は過去1年のうち任意月との比較でも可）で1か月10%以上減少している事業主。なお、令和4年12月以降に対象期間が1年を超える事業主については業況を再確認する。

（※3）緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という）において、知事による、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主。

重点措置区域については、知事が定める区域・業態に係る事業主が対象。

各区域における緊急事態措置又は重点措置の実施期間の末日の属する月の翌月末まで適用。

（※4）生産指標が最近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比で30%以上減少している事業主。なお、令和4年4月以降は毎月業況を確認している。

（注1）注釈中の下線部は経過措置。

（注2）政府としての方針であり、施行にあたっては、厚生労働省令等の改正が必要。

## 休業支援金等

		令和4年 10～11月	令和4年12月～ 令和5年3月
中小企業	原則的な措置	<u>8割</u> 8,355円	<u>6割</u> 8,355円
	地域特例(※8)	<u>8割</u> 8,800円	-
大企業(※7)	原則的な措置	<u>8割</u> 8,355円	<u>6割</u> 8,355円
	地域特例(※8)	<u>8割</u> 8,800円	-

（※5）令和4年12月～令和5年3月について、※2の措置のほか、以下の措置を講じる。

・クーリング期間制度（直前の対象期間満了日の翌日から1年経過するまで新たに受給できない制度）を適用しない。

・クーリング期間制度の適用除外となる事業主については、令和4年12月1日～令和5年3月31日の間において支給限度日数である100日まで受給可能。

・その他、申請書類の簡素化等の特例を継続する。

・これまでコロナ特例を利用せず、令和4年12月以降の休業等について新規に雇用調整助成金を利用する事業主は、経過措置ではなく通常制度による申請を行う。

（※6）生産指標が最近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比で30%以上減少している事業主。なお、毎月業況を確認する。

（※7）大企業はシフト制労働者等のみ対象。

（※8）休業支援金の地域特例の対象は、雇用調整助成金と同じ（左記※3）。

なお、地域特例については月単位での適用とする。

（例）5月10日から5月24日までまん延防止等重点措置

→5月1日から6月30日（解除月の翌月末）までの休業が地域特例の対象）